柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設工認審査資料				
資料番号	KK7補足-004-1 改1			
提出年月日	2020年7月22日			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る 補足説明資料

基本設計方針から設工認添付書類及び様式-1への展開表 (原子炉本体)

> 2020年7月 東京電力ホールディングス株式会社

「基本設計方針から設工認添付書類及び様式-1への展開表」【原子炉本体】

基本設	計方針	到点 (4日 a 至 4 M T	IN IS A POPULATION
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1 への反映結果
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	_	— (用語の定義のみ)
弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関の設計条件, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設	第1章 共通項目 原子炉本体の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自 然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要 求(5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及 びガスタービンの設計条件, 5.8 電気設備の設計条 件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項 目」に基づく設計とする。		1. 共通的に適用される設計
第2章 個別項目 1. 炉心等 燃料体 (燃料要素及びその他の部品を含む。) は,設置 (変更) 許可を受けた仕様となる構造及び設計とする。【23条1】	第2章 個別項目 1. 炉心等 変更なし	_	— (変更なし)
燃料体,減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の 材料は,通常運転時における原子炉運転状態に対応した圧力,温度条件,燃料使用期間中の燃焼度,中性子 照射量及び水質の組合せのうち想定される最も厳し い条件において,耐放射線性,寸法安定性,耐熱性, 核性質及び強度のうち必要な物理的性質並びに,耐食 性,水素吸収特性及び化学的安定性のうち必要な化学 的性質を保持する材料を使用する。【23条2】			— (変更なし)
燃料体は炉心支持構造物で支持され、その荷重は原 子炉圧力容器に伝えられる設計とする。【23条8】		_	<u>ー</u> (変更なし)
燃料体は、設置(変更)許可を受けた、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内の圧力、自重、附加荷重、核分裂生成物の蓄積による燃料被覆管の内圧上昇、熱応力等の荷重に耐える設計とする。また、輸送中又は取扱中において、著しい変形を生じない設計とする。【23条4】			— (変更なし)
炉心支持構造物は,最高使用圧力,自重,附加荷重 及び地震力に加え,熱応力の荷重に耐える設計とす る。【23条5】		_	— (変更なし)
炉心は,通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉の運転に支障が生ずる場合において,原子炉冷却系統,原子炉停止系統,反応度制御系統,計測制御系統及び安全保護回路(安全保護系)の機能と併せて機能することにより燃料要素の許容損傷限界を超えない設計とする。【23条6】		_	— (変更なし)

基本設計方針			
変更前	変更後	- 設計結果の記載箇所	様式-1 への反映結果
炉心部は燃料体,制御棒及び支持構造物からなり,			
上端が半球形,下端がさら形の円筒形鋼製圧力容器に			_
収容される。原子炉圧力容器の外側には、遮蔽壁を設		_	(変更なし)
ける設計とする。【23 条 7】			
燃料体(燃料要素を除く。),減速材及び反射材並び			
に炉心支持構造物は,通常運転時,運転時の異常な過			
渡変化時及び設計基準事故時において、発電用原子炉		_	一 (水重かし)
を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維			(変更なし)
持できる設計とする。【23条3】			
なお、熱遮蔽材は設けない設計とする。【24条1】			_
		_	(変更なし)
2. 原子炉圧力容器	2. 原子炉圧力容器		
2.1 原子炉圧力容器本体	変更なし		
原子炉圧力容器の原子炉冷却材圧力バウンダリに			
係る基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の		_	 (変更なし)
基本設計方針「第2章 個別項目 3. 原子炉冷却材			(及文なし)
の循環設備 3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ」に			
基づく設計とする。【27条1~15】			
原子炉圧力容器は、円筒形の胴部にさら形の底部を			
付した鋼製容器に、半球形の鋼製上ぶたをボルト締め		_	_
する構造であり、主蒸気ノズル、給水ノズル等を取り			(変更なし)
付ける設計とする。【23条10】			
原子炉圧力容器内の原子炉冷却材の流路は、給水ノ			
ズル(胴中央部6箇所)から入り、ダウンカマを経由			
し、原子炉冷却材再循環ポンプにより、炉心内へ送り			_
込まれ、燃料体周囲のチャンネルボックスが形成した		_	(変更なし)
原子炉冷却材の流路を炉心の下方から上方向に流れ、			(22.2 % 5)
主蒸気ノズル(胴上部4箇所)に組み込まれた主蒸気			
流量制限器から出る設計とする。【23条9】			
原子炉圧力容器の支持方法として、下部については			_
円錐スカート支持、上部については横振防止機構で原		_	(変更なし)
子炉遮蔽壁に支持する設計とする。【23条11】			(2320 0. 1)
原子炉圧力容器及び原子炉冷却材再循環ポンプモ			
ータケーシングは最低使用温度を10℃に設定し、関連		_	
温度(初期)を-30℃以下に設定することで脆性破壊			(変更なし)
が生じない設計とする。【14条22】			/# Land LAN) = # = \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
中性子照射脆化の影響を受ける原子炉圧力容器及		V-1-2-2 原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する	(基本設計方針に変更はないが,設工認で必要な設
び原子炉冷却材再循環ポンプモータケーシングにあ		説明書	計)
っては、日本電気協会「原子力発電所用機器に対する		9. 結論	3. 原子炉圧力容器及び原子炉冷却材再循環ポンプ
破壊靭性の確認試験方法」(JEAC4206)に基づま、意思な破壊に人性な方式で表現します。 【14条20】			モータケーシングの脆性破壊防止に係る設計
き、適切な破壊じん性を有する設計とする。【14条20】			
チャンネルボックスは、制御棒をガイドし、燃料集		_	/ 水亜シリ
合体を保護する設計とする。【23条12】			(変更なし)

基本設	計方針	記させ用の名称が	举 十一,
変更前	変更後	設計結果の記載箇所	様式-1 への反映結果
2.2 監視試験片			
1 メガ電子ボルト以上の中性子の照射を受ける原子			
炉圧力容器は、当該容器が想定される運転状態におい			
て脆性破壊を引き起こさないようにするために、施設			
時に適用された告示「発電用原子力設備に関する構造			_
等の技術基準(昭和55年通商産業省告示第501号)」		-	(変更なし)
を満足し、機械的強度及び破壊じん性の変化を確認で			
きる個数の監視試験片を原子炉圧力容器内部に挿入			
することにより、照射の影響を確認できる設計とす			
る。【22条1】			
監視試験片は、適用可能な日本電気協会「原子炉構			_
造材の監視試験方法」(JEAC4201)により、取		_	(変更なし)
出し及び監視試験を実施する。【22条2】			(及文/よじ)
また,保安規定に,監視試験片の評価結果に基づき,			
原子炉冷却材温度及び圧力の制限範囲を設定するこ		_	_
とを定めて,原子炉圧力容器の非延性破壊(脆性破壊)			(変更なし)
を防止するよう管理する。【22条3】			
3. 流体振動等による損傷の防止	3. 流体振動等による損傷の防止		
燃料体、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器は、原	変更なし		
子炉冷却材の循環、沸騰その他の原子炉冷却材の挙動		_	_
により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合			(変更なし)
その他の原子炉冷却材の挙動により生ずる温度変動			
により損傷を受けない設計とする。【19条1】			
4. 主要対象設備	4. 主要対象設備		_
原子炉本体の対象となる主要な設備について,「表1	原子炉本体の対象となる主要な設備について,「表1	_	(「主要設備リスト」による)
原子炉本体の主要設備リスト」に示す。	原子炉本体の主要設備リスト」に示す。		(・工文以間ノハー」(こみの)